

# 人格とは何ぞや

## ——人格の関係論的存在論をめぐる省察——

トーマス・ブフハイム (ミュンヘン大学)

訳 安部 浩 (京都大学)

### 前置き

人格概念は、少なくとも欧州や西洋の文明・文化・哲学においては、重大な意義を有している。この概念は、[物事の] 価値 [の評価]、乃至は根拠づけに際しては重責を担わざるをえず、倫理学・法学全般における根本概念の一つである。本概念の意味を明確且つ説得的に闡明することは哲学の重要な課題であるし、哲学・社会科学・神学では更に広範なる議論の的になる事柄である。かかる人格概念の意義が詳らかになる三大思考圏域は、以下の通りである。

(1) 第一に、人格概念は——動詞の活用変化における第一・第二・第三人称の区別を通して——少なくとも欧州のあらゆる言語の文法に遍在している。この意味では、人格とは常に〈話者が話しかける相手〉の謂である。何となれば、第一人称において [自らも] また「私」と称する者は誰であろうとも、かく [自] 称する所以は、偏に彼が [彼に話しかけてくる] 話者を相手に [自] 称するところに存している為である。前世紀の「心の哲学」においては、「第一人称の視点」をめぐる議論が重視され、確立するに至った。今日少なからぬ論者は、従来は「魂」とか「魂を備えたもの」と呼ばれていた精神的存在者を全て、その特性に鑑みて「第一人称の視点」に帰するのが常である。この視点は常に、それが〈自分に向けられた [他者の] 同様の視点に対する相手 [=他者の他者]〉として自己自身を把握する者の視点であるということによって特徴づけられている。

(2) 第二に「人格」とは、権利・責任・自由の担い手の総体である。或る人に権利や自由や責任が認められているのは、その人が人格であればこそであって、人間であるからでも、生物であるからでも、感覚を持つものであるからでもない。思考する叡智的なものであるということすらも、その理由にはならない。なるほど「人権」や「人間の尊厳」について語られる場合、権利や尊厳が認められる根拠は、恰も人間存在であるかのように思われる。だが〈何故に他ならぬ人間が、しかも人間のみが権利や自由や尊厳を有し、知性の働きを——しかも多くの場合、少なくとも萌芽状態においては [相手の精神状態を推し量る心的機能である] 「心の理論」(theory of mind) すら——備えている或る種の高等な動物もそれらを持つとはされないのか〉といった自問がなされるや否や、人格概念の出番になる。すなわち、人間は人格であるが故にこそ、権利や尊厳や自由を有しているのである。

だがいかなる理由によって、乃至は「人間の」どのような性質に鑑みた場合に、人間は人格であるのか。「この問いに対して」再度「人間であるから」と答えることはできぬであろう。しかも高等動物は何故に人格ではないのか。これに「高等動物は話さないし、[意思を伝達する] 記号を用いないから」と応ずることは、蓋しほぼ不可能であろう。というのも記号を使用し、相互に理解しあう動物は存在すると思しい故である。重要なのは知性でも、記号の使用でもない。例えばドイツ基本法によれば、胎児ですら——話しもせず、知的能力を発揮していないにも拘らず——人格の名に値する（つまり生存権と身体に危害が加えられぬ権利を有する）ものなのである。

もし人格であることが、権利や尊厳や自由や責任を「それ以上でも以下でもない」正味の人間に認定することの根拠であるのならば、こうした「人格的」存在は、「それ自体が」又もや、「別の」更なる認定や授与の産物であると見做されるようなことはあってはなるまい。たしかに、或る人「格」が某国の国民である限りにおいてのみ、その人「格」に与えられることになるような特定の権利（例えば選挙権）といったものは存在する。そして無論、国民であるということはそれ自体、或る一定の条件の下で又もやなされる認定の産物である。しかしながら人格概念に関しては事情が異なる。それは、権利や義務や責任や自由等を認める為の最終基盤、ないしは最終根拠なのである。従って次のように自問して見る必要がある。人格が（人間の如き）或る特定の自然種に属する限りにおいてではなく、専ら人格としてのみ優遇される所以は何か、と。

(3) 人格概念の第三の本義の圏域は、〈ユダヤ・キリスト教が（そしてまたイスラム教も）神と神的なるものを人格〔/位格〕として理解している〉という事実によって露わになる。なるほど「古代」ギリシャやローマの神々もまた「人格化」されていた。だがこの場合の人格化とは、ギリシャ・ローマの神々が人間らしい特徴を備えていた——従って本来は、神々を単に人間学化する（anthropologisieren）ことがなされていたにすぎぬ——ということなのである。これに対してユダヤ・キリスト教の理解では、神は人間らしい特徴を一切備えていないにも拘らず、人格として把握された。ユダヤ教の神は、「我々とは」完全に異質で、いかなる比較可能性をも絶した、徹頭徹尾「非人間的な」神である。キリスト教の神に至っては、三つの位格〔/人格〕と等しきものでさえある。これは全く以て想像不可能な、我々「人間の場合」とは全く相異なる特徴づけである。だがそれにも拘らず——そしてこのことは第一の（すなわち文法に関わる）「人格の」意義の圏域との重要な類似点であるが——神は〈「神へ呼びかける際に」固有な方法で話しかけることができるもの〉、換言すれば、〈自由や尊厳や権利や正義、その他多くを人格的な仕方で「有していることを我々が」認定している相手〉と見做されるのである。それは非人間的であるものの、人格的なのである。かくて〈何故にそもそも人格たるものは、他ならぬ人間であって、「意思伝達の為の」記号を発信しているかもしれない知性的な動物ではないのか〉という問いに対して、逆に次の如く答えることが企図されてきた。曰く、人間は神の<sup>にすがた</sup>似像である。つまり神が人間のような姿をしていて、人間らしい特徴を備えているからなのではない。人間もまた神と同様に人格である限りにおいて「人格たるものは人間であって動物ではない、というわけ」である。しかしながらこうした答えは、如上の「何故」の問い「すなわち人格

たることが人間に限られる理由こそを問題にする問い]に関して[考察を進めていく上で]我々の更なる助けにならぬことは明らかである。

## 1. 人格概念は純然たる自然 [所与的] 概念に非ず、単なる承認から生ずる概念にも非ず

今述べた三つの問題圏——1. あらゆる発話の文法をなすもの、2. 権利・尊厳・自由・責任を [他者に] 認めることの最終的な基盤に相当するもの、3. 神的なものにおいて自己自身の姿を映し出し、再発見すること——に鑑みるに、これらからすぐさま詳らかになるのは、〈ヨーロッパで形作られた哲学・文明・文化における中心的位置を人格概念が占める程度たるや、如何に甚だしきか〉、そしてまた〈人格概念と結びついた自己理解にとって、この人格概念を [我々人間のその時々都合に応じて、或るものには人格を認め、他のものにはそれを認めぬといった] 恣意的な承認とは無縁な仕方では説明することが、どれほどまでに重要であるか〉ということである。

従ってこれにより、私の所謂第一命題へと導かれることになる。すなわち、明らかに人格概念は純然たる自然 [所与的] 概念でもなければ、単に承認概念 (それによって我々が或る個人に何らかの役割や地位や職務を承認するところの概念) にすぎぬようなものでもない。寧ろ人格概念においては双方の概念種の特徴が一体化しているように見える。というのも一方において、人格概念は常に、我々が或る個人を人格として同定する為の存在論的基盤——我々による判断や承認からも独立して存立する基盤——を与えるのでなければならないが、そのような基盤を我々は通常、当該の個人に本性上備わっている (例えば〈理性的であること〉の如き) 或る一定の本質的特性の中に認めるからである。[とはいへ]他方では、我々がそのような特性を示さない存在者をも人格として理解したくなる——換言すれば、これらの存在者 (例えば昏睡状態の患者や胎児) に〈人格たること〉を承認している——さまを証し立てる様々な例が見受けられる。つまり一方において、或る特定の個人が存在論的な意味において人格である所以たる〈客観的に成立している事実〉と〈その事実に関わり付いた特性〉が我々には必要である。だが他方で我々は、人格に期待される特性を事実上備えていないような事例に対しても〈人格たること〉を時折は承認したくなる。そしてこの後者の事柄はどちらかと言えば、[我々によって] 恣意的に付与される承認概念の方に似ていることになる。

[しかしながら] まさにこうした〈人格の登場と出現は恣意的な承認の事柄ではありえない〉という問題の故にこそ、私は人格概念を存在論的に解釈することを試みざるをえないのである。さりとてこの解釈は、恰も人格が「自然種 (natural kind)」の一種であるかの如く、当該概念から [人工的でない] 自然の所与を取り出すものではない。以上のように述べる理由は次の通りである。恣意的な仕方では承認される事柄というのはそれが何であれ、[かく承認される場合と] 同様に恣意的な仕方では承認されないといったことや、或いはむしろ [積極的に] 否認されることもまた起こりうる。これについては我々が、数多くの先例——語の全き意味において「人格」であることが、所謂未開人や奴隷やユダヤ系同胞

に対しては否認された例——を歴史から学んでいる通りである [——ここまでが、恣意的な仕方で承認がなされる事柄として人格概念を取り扱わない理由である]。しかしながら他方で、〈人格であること〉から自然の所与を取り出す場合は、権利や自由や尊厳といったものもまた忽ち、単に我々の [人間] 本性から帰結する現象に成り下がってしまうことになる。しかもその際、我々は最早我々自身のことを〈自らの本性から解き放たれており、自然が我々に対して [初期条件として] 予め設定していると思しきものとは異なるものこそを正当かつ真であるとみなす存在者〉として理解してはいないのである [——以上が、人格概念から自然の所与を取り出すことを行わない理由である]。

かくて人格とは自然状態でもないし、[恣意的な承認が齎す] 単なる価値妥当という制度 [的構築物] でもない。そこで私の主張する第二命題は次のようなものになる。存在論的概念を個々人の自然的特性によって基礎づけることを選択する方策は、人格の [ことが問題になっている] 場合は目標にはならない。[このように] 我々は〈人格たること〉をそうした個々人の〈自然への帰属性〉や〈進化において条件づけられた特性〉に纏わる術語に結び付けるようなことをなしえない一方で、他方においては、かかる特性を定義上備えていなかったり、[人間以外の] 他の種に属していたりさえする事例を [人格に] 含めうるのである。

〈人格であること〉は我々の意志的な裁量が及ばない存在論的事態である。だがそれにも拘らず——〈我々の意志と自己規定に先んじて予め与えられている存在〉として経験されるものの大半とは異なり—— [人間] 本性から生ずる事柄ではない。人格をして、そのような何らかのものであるがままにさせているもの。しかもその際、なにがしか [の働きかけ] を人格に対してなしうるわけではないが、とはいえまた人格に関する我々の見解や決定 [の如何] によって、人格がそれを喪失するようなことが生ずることもありえないもの。人格において、そのようなものとは一体何であるのか。私の考察の役目は、今述べた問いに答えることにある。

本考察の出発点をなすのは無論、それなくしては〈人格であること〉がそもそも成り立ちえぬところの自然の所与、すなわち〈生ける個体たること〉である。生ける個体たることの本性 (Natur) が [当の個体にとって] 重要である所以は、個体の生においては〈そもそも現実に存在すべく、この生が本性上備えているもの〉の中で枝分かれ (Scher) が生じてくるところにある。こちら [側] の生の道筋 (Strang des Lebens) は、当の生にとっては意の儘にならぬ仕方で予め与えられているものであり、その現実存在の自然的条件である。我々はこれを「生の生物学的な道筋」と呼ぶことができる。生の枝分かれのもう一方の側には——個体において形成される生の行路の変容・変様を通じた——かかる [生の] 現実存在の続行がある。この後者の方を我々は「個体の生の生記述的な (biographisch) 道筋」と呼ぶことができる。なるほど後者 (生記述的な道筋) は常に前者 (生物学的な道筋) を条件 (ないしは担保) とすることで成立する。しかしそうであるとはいえ、後者は——おのが現実存在を自ら続行していかねばならぬところの——他ならぬ当該個体の裁量に (部分的には) 任せられている。そして私の第三命題によれば、これこそが、すなわち〈当該個体に対して生物学的に (ないしは本性上) 予め与えられている生の道筋を担保とする個体の生の生記述的な道筋〉こそが、人格が現に存在していることの欠くべからざる基盤で

ある<sup>1</sup>。すなわち、人格の現実存在の存在論的な基礎づけは、当該の個体の——生物学的な生の道筋ではなくして——生記述的な生の道筋においてこそ常に見出されるのであり、人格が生記述的な仕方でそこに組み込まれているところの〈生と振る舞いの一定の形式〉の中に存しているわけである。

## 2. 生の形式の (生物学的範疇に代わる) 生記述的範疇

そこで私は、〈或る特定の個体や個別的な存在者が人格である場合、その時には常に、生ける個体のことが問題にされていなければならない〉ということを実際から前提することにする<sup>2</sup>。というのも我々は、本性によって予め与えられている現存の担保と、生記述的な回路 (生が個体として自ら成立させてきた [当の生の現実存在の] 続行をなしうるのは、この回路内においてである) との間の [懸隔を作り出す] この特異な分岐作用 (Aufscherung) をただ生けるものにおいてのみ見出す為である。それ故、生ける個体の振る舞いは、無生物の (構造化された) システムの振る舞いとは存在論的に異なるように思われる。しかもその相違は、〈[前者の場合、] 振る舞いのありうべき目標設定 (こうした目標設定はロボットでも有しうるようなものであるが) には常に、生の全き [ありようの] 続行に関心事とする個体全体の維持が含まれていること〉によるのである<sup>3</sup>。このことは、例えば人格の如き生ける個体が、自らの全きありよう (Integrität) を関心事とする当の個体の維持に反することや、それを賭することもなしうる可能性を否定せんとするものではない。しかしなが

<sup>1</sup> 今述べた人格の (担保すなわち「[他の何物に対しても] 独立不羈なる条件」と相互嵌入的に絡み合っており、それ故に生ける) 本質的形態は、哲学者 F. W. J. シェリングが初めて体系的に記述したところのものであることは明らかである。「そして人格性とは、さきのわれわれの説明 [vgl. SW VII, 364] に従って、或る自立的なるものとそれから独立なる或る基底との結合に基づくものとするれば、すなわちかくしてこの両者が全く相貫き合っただ一つの存在者をなすのであるとすれば、神は、そのうちの観念的原理と (この原理への関係からいえば) 独立である根底との結合によって、最高の人格性である。なぜなら、神のうちなる二つのものすなわち基底と実存するものとは、必然的に唯一絶対なる実存に合一するからである」(シェリング『自由論』、SW VII, 395 f. [訳注: 『自由論』からの引用は次の邦訳に従った。西谷啓治訳、『人間の自由の本質』、岩波文庫、1951年、125頁])。シェリングによれば、このことは (有限なる [者という] 意味での) あらゆる人格に対して [神と] 全く同様に当て嵌まり、従って人間の人格に対してもまた例外なく当て嵌まるのである。故にシェリングに倣えば、それは人格全般の現実存在 [を識別する上で] の体系的な根底的基準である。

<sup>2</sup> この見解は、[我々が] 人格概念を派生的な意味においても (例えば法人の意味で) 正当に用いていることを排除しているのではない。というのもこうした [人格概念の派生的な使用] 例では、本来の人格に承認されている (責任を伴う行為をなす権限) が、例えば会社や団体といった法律上定義されている存在者へと一定の規定に則って移し置かれているからである。これらは全て、純然たる承認と承認概念を通じて行われているが、その根源 (つまり [本来の] 人格) が人格であるということは無論、又もや [別の] 承認に基づいているわけではない。

<sup>3</sup> 全きありようへの関心が目標設定に含まれていることにこそ、生物における一種の内的な主観性——この主観性のおかげで、生物は総じて当該の目標への到達を目指すようなものであるのだが——はその基礎を有している。「関心」があるということは [それだけで] 既に、その関心の内実をなすものに意識的に関わらなければならないことまでをも意味するわけではない。例えば、呼吸を行なう全ての存在者には (汚染されていない吸気) への関心があるとはいえ、これらの存在者はそのことに対して意識的である必要はない。しかしながら、掃除機が十分な電源の供給といったようなことに何らかの関心を抱いているとは、よもや何人も想定すまい。

ら、かかる振る舞いは生物において自らの関心の放棄・断念・撤回といった性格を持つことになろう。

そこで私としては、くもし何らかの仕方で目標設定を行った上で振る舞うものなのであれば、技術によって制作された或る特定のシステムに対して、第一にこのシステムが生物であるかもしれぬこと、そして第二にそれが人格ですらあるかもしれぬことを我々はいつの日かしかるべき判断基準に照らして承認せざるをえなくなる」といった想定には、哲学的に異論を唱えるつもりはない。しかしながら、く当該システムには、まず客観的に生けるものとしての位階が——そしてしかる後に初めて、かかる基盤の上に、場合によっては人格としての位階もまた——認められるべきである」という点に関して譲歩することはなかろう。[なおこうした位階認定は]生物や人格である為の(その時々に見合った)存在論的条件が満たされているか否かに応じてなされることであろう。[但し]私[自身]は、生ける個体であること存在論的条件を個体としての自己存続が全きありようにおいてある状態に対する関心——しかも恒常的に(生の全体を超えて)随伴し続ける関心——の中に認めるものである(嘗てピーター・ヴァン・インワゲンは、こうした生の関心のことを「生に特有な「我執(jealousy)」」と呼んだことがある<sup>4</sup>)。

卑見によれば、以上の一般的な理由により、比較的高等な生物の個体においては次の両者が常に区別されることになる。その両者とは、く当該生物に不変のものとして、そして当該生物を形作り、その生を維持するものとして帰属する性質ないしは特徴(これは自然種の仲間であることが通例である)とく今述べた性質とは別物であり、[当該生物の現存と]同時に行われる生の維持に際しては、交換可能にして可変的なるものとして当の生

---

<sup>4</sup> Peter van Inwagen, *Material Beings*, 1990, p. 88 f. を参照。「私が考えるところでは、生物は波よりも遙かに個体化されている。そして生物には、波が共有してはいない興味深く重要な特徴が認められる。波(例えば水の波)が二つあり、正反対の方向を進みあうそれぞれの波が互いに貫入しあうさまを考えてみよう。双方の波が空間的に同一の位置を占める瞬間に撮られた静止画によって示されるもの、それは(その振幅が両方の波の振幅の総計であるところの)一つの波であると思きものであろう。卑見では、複数の波が存在していることを仮に常時仮定するとすれば、く互いに重ね合わさった瞬間には二つの波が存在しており、その瞬間、各々の波は同一の水の分子の活動から構成されている)と言わねばならない。この可能性(二つの波が同じ一つの物の活動によって同時に構成される可能性)は、次のように述べることによって描写されることであろう——波は我執を伴う(jealous)出来事ではない、と。だが生物には我執が伴う。Xの活動が同時に二つの生物を構成しているようなことはありえない」。[このように]「我執(jealousy)」という性質が個体の生に帰属しているからこそ、その基盤[をなす部分]の活動は偏に個体的な生命体の構成に寄与しているのである。問題は、事柄に鑑みた場合、この「我執」が何に基づいているのかということである。私見によれば、その答えとなるのは、己自身に向けられており、絶え間なく存在(存続)しているところの、[諸々の構成要素の]合成からなる総体性(全きありよう)を巡る生(ないしは現実存在)の関心である。これに対して、機械的に構成された総体的なものにはそうした自己への関心が備わってはおらず、[設計者によって]指定された機能に対する関心——しかもそれは能う限り最適な仕方でも今後も更に[設計者から]支援を受けることになる——があるのみである。機械をプロテウス[の如き変幻自在なるもの]として設計することは可能であろう。[設計者によって]指定された機能の保持の為に要求されるものが何であるかによって、それに応じた極めて多種多様な材料や構成方法が環境から調達されることであろう。相異なる仕方で組み立てられているものの、[協働すべく相互間で]調整されている複数のロボット(モジュール)の一群が、一台のロボットによって果たされるべき各々の機能に対して用意されているさまを想像してみよう。機能遂行条件の如何によっては、その一群から[現れた]別のロボット・モジュールが機能するようになる。そしてそれが機能遂行に際して消耗してしまうと、当該の一群からまた別のものが[代わりに出てきて]機能を続行する。投入されるモジュールの方は絶えず交代しているが、機能は同じままである。

物に帰属する性質)である<sup>5</sup>。前者の不変的性質(これを生理学・生物学的性質と呼ぶこともできよう)は、顕在的な行動の総体を構成している要素であるのみならず、同時に又、かかる行動の中に現前しており、その具体的な行動様式の全てに設定されている担保[の存在]を明示するものである。これに対して後者の方は可変的な構成要素であり、絶えずこうした担保の下でのみ生ずる(そしてまた存続させる)ことが可能なものである。[例えば]光に余りにも近づきすぎると、メクラグモは焼け焦げになってしまう。この例が示す通り、後者の性質は、自然種の如何に応じて(大同小異であるし、曖昧な区分でしかないが)劃定されている(当該種に属する個体による多かれ少なかれ可変的な行動の回路や圏域)を形成している。そしてかかる行動回路・圏域では、[当該種の]あらゆる個体の行動様式は(「生物学的」や「生理学的」に代えて)「生記述的」と正しく呼ばれてしかるべきなのである。かくの如く生の表出の二分類(不変的な仕方で生物学的であるもの)と(可変的な仕方で生記述的なもの)、前者は全ての行動様式に担保を与えるものであり、後者は、それによって開かれ、同時にまた劃定される回路の方に向きを変え、それに沿って動くものである)が内的に区別されることは、個体として分化した高等な[生物]種の生に特有な事柄である——たとえそれが生物学上の種一般という意味での「生」に特有であるわけではないにせよ。というのは、例えば酵母菌やバクテリアに関しては、それらもまた、先述のような(自らの生の表出の担保)の支配下にあるとはいえ、行動の生物学的な構成要素が生記述的なそれから区別されることはないからである。従って生記述的な性質(ないしは特徴)は常に、当該の生物がその生の表出において偶発的な仕方で行う事柄を通じて初めて獲得されることになる。万一そうした生記述的な性質が消え失せてしまう——或いはそれどころか[そもそも]生じないままである——としても、このことから(生ける個体は存在せず)という話にはならない。以上から、私の上述の第三命題が言わんとするところは次のようになる——人格が現存する為の存在論的な基礎は常に、特定の自然種や本性的にその適性を有している生物においては十分に普く確立しているところの(生物学的に不変な行動様式ではなくして)生記述的な行動様式の或る種の形式)の中に探究せられるのでなければならない。

だが生ける個体における種に固有な生記述的な性質の所有にとっては、かかる性質の個々の担い手のみがいづも決定的であるとは限らない。例えば、妊娠していることや魅力的であること、或いはまた読書家であることや教養があることといった生記述的な性質は、(ただ一見明白にみえるにすぎない) (外在的性質と内在的性質との区別)の有効性を失わせることになる。そのような生記述的な性質は寧ろ、複数の生ける個体の生の記述(Biographie)に特有な文脈から根拠づけられ、そしてこのように文脈が[複数個体の生記述的な性質を]特徴づけることには(その程度の多少こそあれ)普遍性と、[これらの個体が幾つかの集合に分類される際、]そうした複数の個体の集合を遍く覆う広がり認められる。しからば生記述的な文脈は複雑なものであり、複数の関与者によって齎されることになる。こうした場合、当該の生記述的に根拠づけられた性質は——その存在論的基礎

<sup>5</sup> それ故、この個体がその下で振る舞うことになる後述の担保との関係においては、前者[=不変的性質]は、無くてはならぬもの、或いは主観的に必然的なものと呼ばれうるが、後者[=可変的性質]は主観的に可能なもの、ないしは[担保によって]許容されつつ、同時に[その]支援を受けているものであるにすぎない。

は、〈この単独の個体〉としての生ける個体の中には存在しないものの——だがそれでもなお、これらの個体に個々別々に帰属し、またその生を全体として形成する働きをもなしているのである。「全体として形成する働きをなす」ということが意味するのは、先に述べた〔文脈による〕複雑な特徴づけが、〔当該の文脈への〕関与者の生記述的な生の表出の全て（ないしはその大部分）に色濃く映し出されていることである。生記述的に複雑であり、同時にまた生を形成するこのような性格づけの最も顕著な例は、例えば人間の場合であれば、〈言語的存在（あるいは言語の話者）であること〉である。かかる性格づけは当該の生ける個体の各々に帰属するものではあるが、とはいえそれは存在論的には、個々の個体に根差していないのである。

管見によれば、今述べた点にこそ、〈（例えば）人間の集合の成員は全て人格である〉といった事実の存在論的な根柢もまた認められることになる。すなわち、これらの成員が人格であるのは——何らかの高度に普遍的な、だが同時に複雑な（換言すれば、複数の関与者をそれ自身の中に統合しているような）、そしてそれにより全体としてよく基礎づけられているところの——人間の生記述的な〈生の形式〉に基づいているのである。〔前掲の〕言語の例におけるのと似た話であるが、〈重要なのは生記述的な生の形式であって、何かしら広く流布するに至った特徴づけ（例えば、住まいを持つこととか食習慣を涵養すること）だけが問題なのではない〉という〔人格の成立の基盤における〕形式面の要素は、〈複数の関与者を生記述的に複雑な行動の統一へと独自に統合する仕方は、それが登場する場面がいかなるものであろうとも、或る特定の形式的な基本型（Grundmuster）に従う〉という事態に存している（「形式的な基本型」については追って詳述することにした）。以下すぐさま明らかにするように、この形式的な基本型は、生物学的（かつ〔或る生物〕種に特有な）性質（この生物学的な性質とは、それが関係している生ける個体が、自らの現存の本性上の担保として呈示するものである）に依存していない。ここでこれだけは強調しておきたいと思うのは次の点である——上来述べ来たったことからすると、もし〔人間の（生記述的な）生の形式に〕類似しており、比較的普遍的な仕方ですべて機能する生の形式が供給される領域に住まうものなのであれば、そのような生ける個体は全て人格であることになろう（但しその際、この生ける個体は、生物学上の有機体であることさえも必要ではないし、ましてや我々の進化の一齣をなす何らかの〔生物〕種に属していなくともよいわけであるが）という点である<sup>6</sup>。

かくして私の第四命題はこうである。人格性が存在論的に依拠しているのは、高度に普遍的にしてそれ自体が複雑であり、しかもその際どこまでも生を形成して已まぬ生の形式である。そしてそれは、この生の形式に与っている生記述的な〔次元での〕関与者の大多数が有しているものなのである。

従って人格の存在論が基づいているのは、〈同一の生の遺産（そしてそれと共に、自らの現存を支えてくれる同種の担保）を共有する複数の（或いは多くの）個体が、複雑かつ生記述的な相互関係の中にある〉という事実である。そしてその相互関係は——能動的・

<sup>6</sup> しかしながら、かかる個体はいずれにせよ、生けるものでなければならない。そしてこのことが意味しているのは、〈かかる個体による〔一定の〕目的を目指した行動の様式は、全き〔ありようにおける〕自己の存続という担保の下に絶え間なく服している〉ということである。



受動的の別を問わず、かかる個体が関与しているところの——或る特定の形式（ないしは形式的な型）によって著しく（換言すれば、生の全領域に関して徹頭徹尾）特徴づけられている。以上の如き仕方、同一の生の遺産を共有する複数の——或いは多くの——個体は、（この後すぐ詳述せられるべき）何らかの形式なるものが行き渡っている複雑な生記述的關係によってそれ自体が構造化されている一箇の団体（Verband）を形成していることになる。これを「系統団体（Filiationsverband）」又は「家族団体」と呼ぶことができよう。

### 3. 〈自然概念と承認概念の間にある存在論的に重大なるもの〉として的人格の生の形式

本質的に個々別々なるものである全ての人格の存在論的基礎は、同じように個別的なこの個体の中にあるわけではなく、複数の関与者からなる団体において可能になる〈かかる個体として的人格の生記述的な現存の形式〉の中のみある——もしこの命題が正しければ、冒頭で述べた問題<sup>7</sup> [——もし我々が人格であることを（自然由来の概念として）個々の個体を存在論的に構成している特性に基づいて確たるものにするのであれば、かかる特性を示さない個体は人格でないことになる。しかしながらもし我々が個体を（承認概念として）存在論的な（つまり当該個体の存在に基づく）根拠なしに人格と定めるならば（例えば我々の理性の自律の故に、或いは人類愛の為にそうした人格としての認定を行うならば）、何がおしなべて人格として数え入れられていて、何がそうでないかを我々は自分の [恣意的な] 胸算用次第で決定できることになってしまう——] は解消される。というのも先の問題<sup>8</sup>が生じたのは常に、次のいずれかの場合——あるものを個体たる人格として特徴づけることを存在論的にも個人 [ / 個物 ] の例を基にして揺るぎないものにしようとしたか、或いはこうした存在論的な定位を完全に断念しようと考えたか——であった為である。そのような場合、〈いかなるものであれ、適格な事例が人格とされること条件〉は〈生ける個的有機体として個体化されること条件〉に従うことになり、そしてこの [ 両条件の ] 重なり合いにより、前者の条件は、一見したところ [ 個体の ] 実質を形作っているものとして、自然な仕方、生ける有機体と結び付けられてしまう。だが実際には、これらは [ 各が ] 相異なる根を持つ二つの存在論的体制である（つまりその一方は個々の実体という純然たる自然 [ 由来の ] 概念に、そしてもう一方は、大勢のものからなる集まりにおける——自然 [ 由来のもの ] としては定義されえない——生記述的な形式に起因するものである）。かくして〈ただ人格の自然 [ 由来の ] 概念を受け入れることだけが可能であるか（人格であることは存在論的に重大な事態ではあるが、自然的な事態でない以上、これは満足のいく選択肢ではない）、それとも存在論的含意の方を完全に放棄してしまつて、「人格」から純然たる承認概念を作り上げねばならないか（但しこの承認概念が或る特定の事例に関して与えられるか [ 否か ] は、多かれ少なかれ然るべき根拠に基づいて我々が [ その事

<sup>7</sup> (訳注) 管見の限り、この問題に相当する箇所は、本論冒頭部には——少なくとも明示的な仕方では——生憎見当たらない。そこで問題の内実に関して原著者に照会した。以下、原著者の意を汲みつつ、角括弧内にて当該問題を敷衍することにする。

<sup>8</sup> (訳注) 注7を参照されたし。

例が人格に相当することを] 承認しようとするのか否かということに最終的には懸かっている) の何れかである) という [二者択一が迫られる] 印象が生ずるに至る。

上述の如く、自然によって与えられる(同一の生の遺産を共有する複数の個体からなる) 系統団体を単に基盤としてのみ根本に据える場合、なるほど [個体の] 実質を形作っている(すなわち生物学的な) 個々の個体の性質が、その団体の全成員が有する(自然的ではなく、むしろ人格的な) 特性の存在論 [の領域] に——かかる基盤に基づく仕方——属しているということはない。とはいえ生の遺産を分かちあう個体の集まりとしての系統団体における当該性質の抽象的類似性こそは、何よりもまず、かかる存在論の [領域の] 一部をなすものである。なおその特定の時点でどの位の数の個体が現実に存在しているかということとは問題にはならない。

第二に人格的な特性の存在論には、こうした系統団体の各成員が——銘々に自ずから帰属することになるその唯一無二の立場や地位によって——一意的に同定可能であるという事態が属している。その際、かかる系統団体においてなされる筈である当該の生の遺産の分割がいかなる仕方でも実施されたにせよ、それはどちらでもよいことである。人格を [人格として] 決定的に際立たせているのは、生きた個体であることのみならず、それをも超えて、当の人格が身を置いている (同様の仕方でも占められている数多の立場 [同士の] 関係性の体系における立場) が唯一無二であるということなのである<sup>9</sup>。 (己自身の自然的な性質によってではなくして、系統団体の関係性の体系内で自らが所を占める立場によってのみ同定される) という人格のかかる独自性は、実践においては次の事実によって表現されている。すなわちそれは、各々の人格には何某かの名前が与えられており、しかもその名前なるものは専ら、当の人格が謂わば「所属している」所 (Platz) を明示するだけであって、 [その人格の様々な性質を] 記述した内容を含んではないということである。確かに我々は動物にも、或いは又、我々にとって重要な物にも名前を付けることがある。とはいえ明らかにこれは、我々自身が関係している実践には匹敵すべくもない [二次的な] 事柄であるにすぎない。それに対して我々と同類の者、つまり同じ系統団体に属している者については、かかる命名は第一次的にして本来的な仕方でも、かく執り行われているのである。

かくてこれら [生ける個体の性質の抽象的類似性と、個体が所を占める立場の唯一無二性] が、人格的な特性 [を形作っているところ] の——そしてそれだけを取って見れば、それでもう十分であるとは言えない——二要素である。なるほどこれらは系統団体の本性によって与えられるものの、当該の個々の個体の自然 [由来の] 概念に属しているわけではない。というのは、このような当該の系統団体における唯一無二の立場も、 [系統団体の成員の間で] 分かちあわれている生の遺産の抽象的類似性も、集まりをなしている成員の中のどの一員にとっても、その実質を構成するものではないからである。例えば人間的な生き方や生の様式が人間にとってそうである如く、たとえ遺産によって予め指定されている生き方や生の様式がそれぞれの個体にとっては無論、どれほどまでにそれに特有であ

<sup>9</sup> 関係性の体系が人格概念に対して有する意義の指摘をローベルト・シュペーマンは以下の著作において初めて体系的な仕方で行った。 *Personen. Versuche über den Unterschied zwischen 'etwas' und 'jemand'*, Stuttgart (Klett-Cotta) 1996; <sup>3</sup>2006, z.B. S. 196.

り、取り除き難いものであろうとも。

人格の二つの「[自己] 同一性」(その生物学的・生記述的な特徴によって一意的な同定がなされる或る特定の生物としての個性を通じた [自己] 同一性と、その生物が身を置いている〈関係性の体系における立場〉の唯一無二性を通じた [自己] 同一性) が論理的に互いに独立していることは、次の一事によって明らかになる。すなわちそれは、[目下問題] にされているのは、厳密に言えば、いかなる個体のことであるのかということが、二つの完全に相異なる道において遡行的に辿り直されうることである。関係性の体系においてまさにこの立場に身を置く者でありうるのは、唯に当該の人格のみである。その際、この人格に備わっている性質の如何は何ら重要ではない。しかるに、かかる系統団体に初めから属している個々の成員はそれぞれ、かくかくしかじかの気質であり<sup>10</sup>、これこれの自然的・生記述的な特徴や性格を有している。そしてそうした特徴や性格は一切適切、まさしく当の成員のみに備わっているものなのである。

だが [上述した第一と第二の要素に対しては] 或る生きた個体の人格 (ないしは人格の特性) の存在論における第三の (しかも決定的意義を有する) 要素が更に付け加えられることになる。というのは、生きた個体からなる家族的な系統団体であって初めの二つの要素 [のみ] を満たすものは、その全てが人格を実際に含んでいるとは限らないからである。例えば狼の一群や狒々の群れは、[人格同士の系統団体におけるのと] 同様に、似たような系統団体において各成員が [それぞれの] 唯一無二の立場に身を置いているとはいえず、人格からなる団体ではない。

人格の存在論における初めの二つの要素が、人格性の前提としてある限り不可欠な自然概念に負うていたとすれば、第三の構成契機は、終始一貫絶えず繰り返し行われているものの、さりとて「自然的なもの」とは呼びえない〈集团的に彫琢された生の形式の枠組みの中での生記述的な実践〉に由来する承認の要素を含んでいる。そしてその生の形式は、その自然 [由来] の遺産が齎す何らかの性質を分かちあう集団全体の中で、各人にとっては自由裁量の埒外にあるものとして普く行き渡っている。このような生の形式は、〈或る者が系統団体において有している唯一無二の立場〉と〈当の団体における或る特定の個体としてのその者に備わっている自然的な (そして又 [後天的に] 獲得された) 著しき特徴〉の間の先述の区別が一般に顕然たることと、その不断の実現に基づいているのである。

従って [殊更] 「集团的に」彫琢された生の形式なるものについて私が論じているのは、個々の成員が身の回りの各成員に対して、その唯一無二の立場に関するこうした注意を生

<sup>10</sup> この箇所 [の論述] では、多種多様な場面において尚も同一の人格が [絶えず] 問題にされ [続け] うるという (人間の王子にして蛙である「蛙の王様」 [の童話] におけるが如き) 事態は単に除外されるようにしか見えないであろう。しかしながらかかる事態は、様々な気質の特徴を [当該の童話で] 仮定されているように生記述的に接合すること (例えば王子として生まれた個人を手術や魔法によって蛙へと変身させること) によって思考可能なものとなる。そしてこれは——古来より神の三位一体に即して、齟齬を来さなくても済む仕方でも主張されてきた如く——同一の個体的実体が複数の人格において同時に現存する (換言すれば、人格の関係性の体系の中で複数の立場に身を置く) というような場合が論理的には不可能でないことと同断である。そのことをライブニッツは以下の論文で論証した。»Responsio ad Objectiones Wissowatii Contra Trinitatem et Incarnationem Dei altissimi«. In: Gothofredi Guillelmi Leibnitii Opera Omnia, Nunc primum collecta, in classes distributa, praefationibus et indicibus exornata, studio Ludivico Dutens. Tomus Primus, quo Theologica continentur. Genevae, Apud Fratres de Tournes. 1768. S. 11-16.

記述的 [な次元] に [おいて] も払うことは必要ではないからである。むしろ当該の集団においては、そうした注意を払いあう実践の普及の度合いが然るべき程度にまで達しているのだからではない<sup>11</sup>。故に、かかる系統団体における成員全ての人格性は、当の成員達がこれを生記述的な仕方で実現し、成就するものであるが、だがそれはあくまでも [これらの成員達に] 相応する団体に (それを除去することを目指すような意図がないのであれば) 杜絶することなく内在している何某かの所与) を基にして行われるのである。かくて私の第五命題が [今や] その姿を現すことになる。この命題において私は、生記述的な生と振る舞いの形式的な (そして自然種に依存していない) 三点の特徴を一括する。そしてこれら三つの特徴を一纏めにすることによって、自然的な (或いは生物学的な) 性質に依拠せずとも、人格の現実存在を存在論的に確固たる仕方で基礎づけることが可能になるのである。

かく述べる理由はこうである。系統団体に杜絶することなく内在しているものは、第一に、(その成員が有している唯一無二の立場を通じた (そしてその個体の諸性質には左右されないところの) 同定可能性が各成員には備わっている) という事態である。同様に杜絶することなく [系統団体に] 内在しているものは、第二に、( [成員間で] 分かちあわれている生の遺産に関しては、抽象的な類似性がある) という事態である。杜絶することなく [系統団体に] 内在しているものは、第三に、(然るべき多人数の成員は——その個体的に生記述的な生のあり方において彼らは、人格たる適性をそもそも与えてくれる何らかの生の遺産を備えているわけであるが——彼らの身の回りの成員達に関する先述の同定可能性に対して (当の成員達の個体的な特性を顧慮することなく) 意を注ぎ、しかも自らの態度を特徴づける形式的な要素においてそれを表明することをも行う) という事態である。

まさしく個々の家族において、或いは学校での遊びや勉強において、そして畢竟ずるに社会における相互の交際や人付き合いのありようとその諸相の全てにおいて観察されるのは、(或る者がその身を置いている抽象的な立場や役目) と (その者が持ち合わせている具体的な諸性質) との区別こそが、関与者の振る舞い方にとって極めて重大な肝要事であるということである。自らの生の脈絡の殆ど全てにおいて、我々は次のように振舞っている。すなわちそれは、自分自身が現実的に身を置いている所には——その同じ立場には、原理的には他の人もまた立ちうるような仕方で—— [あくまでも] 仮初めの代行者として身を置いているにすぎないことに思いを致しながら、我々自身、及び系統団体における他の成員のことを認識しているという振る舞い方である。

従って既に明らかにしたように、上述の生の形式は存在論的な [観点からすれば] 重要なものであるが、しかしながらそれが、生の或る特殊な個別的事例について [その事例を主語とする命題の] 述語として陳述されるようなことはありえない。生の形式は、 [それ

<sup>11</sup> [個人のそれを越えた] 集団の権限は他の観点からも語られるものである (例えば、効力を有する選挙を行う権限、科学の卓越性に批判的である大衆が [一定数] 存在するようにする権限、[交通] 整理が [きちんと] なされた交通を提供する権限、等々)。このような集団的に承認された権限においては (生の形式におけるのと同様に) 当該の集団の各成員がそうした権限を実際に有し、行使してもいることは常に必要でない。とはいえかかる権限を有し、行使しているのは、その生記述的な振る舞いの様々な仕方においてある当該集団の個々の成員以外の何者でもないわけであるが。

らに] 相応する生の団体における大多数 [の個体] についてのみ述語として陳述されうるのである。よってそうした [生の形式という] 存在論的に重要なものが生ずるのは、[生の] 或る特定の個別的事例が生記述的にいかなる仕方で振る舞うかということとは或る程度までは無関係である (だがそれにも関わらず、この個別的事例は生の形式に帰属しているわけであるが)。生の形式はその基盤を [第一に] 個々の個体に備わる自然の稟性<sup>12</sup>の中に、かつ又 [第二に] 各個体の [生の] 基盤をなす生の状況<sup>13</sup>の中に、そして更に第三に、こうした状況に有利に対処する為の〈生記述的に複雑な基本型〉<sup>14</sup>の中に有している。一般に生の形式によって与えられるのは、〈この形式に合致するものであるならば、個々の個体の生記述的な行為は、他の個体との生記述的な [次元での] 連関の中での生の全きありようにとって比較的確固とした (しかも有利になる) 仕方でなされることになる〉ことの保証である。とはいえ生の形式が集団的に彫琢された形式として与えられることは、個々の [個体の] 生記述の一様性と無縁ではない。何故ならば言語を操る存在者の許での言語と同様、この生の形式なるものは (個々の単独の生ではなくして) 多数の生記述同士の連関の形式的な特徴である為である。それ故、同一の生の遺産に根差しているものなのであれば、[多数派と] 同様でない [異彩を放つ生の] 個別的事例とてもやはり依然として、かの生の形式の傘下にある事例たり続けているわけである。上來述べ来たことから明らかになるのは、次のような第六命題である——〈系統団体における自らの所を仮初めの代行者としてのみ占める〉という上述の生の形式は、この系統団体における個々の成員、及び (当の生の形式に十分適ったものであろうがなかろうが) その成員の具体的な振る舞いが意のままになしうるものではない。それは、[系統] 団体全体の (従ってまた、それがこの団体全体の中で成立しているものである限り、その限りにおいてのみ個々の成員がおしなべて——少なくとも消極的な仕方——関与しているところの〈当該団体の成員の多数派〉の) 所掌事なのである。

つまり [以上を要するに] 生の形式に備わっているのはまず、〈この形式 [の存在] を明示しているような系統団体においては、それが流布している度合いが高い〉という事態である。次に、生の形式によって—— [成員の間で] 著しく類似した仕方で遂行されるところの——非常に多くの (しかも極めて多種多様な) 〈個体の生記述的な振る舞い方〉が形成される。そして生の形式は、それに合致するような個々の生記述 [的な行為] に対しては、全体として比較的有利に働く [今後の行為の] 進展を保証することになる。

しかしながら系統団体において普く流布している生の形式の或る特定の形式的要素こそが、いふならばこの生の形式なる〈編み物見本 (Strickmuster)〉の (何処においても繰り返し現れる) 編み目こそが初めて、人格が現実重要なものであるという事態を可能ならしめているのである。そしてこの人格とは、その生記述 [の相互] の連関において、〈系統団体の——抽象的に見れば同類の——成員の関係性の空間の中で所を占める者としての自らの [自己] 同一性〉と〈自然的な (そして又 [後天的に] 獲得された) 諸性質を備えている者としての自らの具体的な [自己] 同一性〉との区別を [それ自体が] 又もや人格

<sup>12</sup> [成員間で] 分かちあわれている生の遺産は、(例えば比較的高度な知性や、相対的に見て僅かな程度の自足といった) 或る種の適性 [の存在] を明示してくれている。

<sup>13</sup> これは、同類の多数派に鑑みた (そして彼らとの協同においてある) 生の謂である。

<sup>14</sup> これは、仮初めの代行者としての立場から自己をも他者をも認識することの謂である。

的・生記述的であるような振る舞いへと絶えず変換している者達の謂である。人格の振る舞いのこのような〈編み物見本〉は、第七命題において以下の如く定式化される。人格的な生の形式を備えた系統団体における——自分自身を保護しうる——各成員は、〔他の〕同型の団体における——生記述的に〔見て自分にとって〕重要である——他の成員をも一緒に保護しなければならない。

人格的な生の場合、このような形式的な基本要素は自然〔に由来するよう〕な仕方では（ないしは生物学的な仕方においてさえも）等級別に格付けされえない。というのも〈それぞれ何某かの所を占めているものの、原理的には交換可能な仮初めの代行者として自他を認識すること〉は、何ら自然〔に由来するよう〕なことでも、生物学的に予め指定されているようなことでもないからである。故に、「人間」が人格であるということは、人間が言語的存在であることと似たような仕方で理解せられるべきである。自分自身は言葉を操ることが全くできない者の一員であろうとも、全ての人間はこのようなもの（つまり言語的存在）である。だがそれにもかかわらず、全ての人間が言語的存在であるのは、生物学的な〔意味での〕有機体としてではなく、各人がそこにおいて生まれ出ずるところの生の形式のおかげなのである。

#### 4. 人格的な生の形式の主要な特徴

〈或る特定の生の形式によって存在論的に基礎づけられているところの人格的な現実存在〉の基本型にしてその中核をなす働きとしての「仮初めの代行」に定位するということであらゆる人格に対して当て嵌まり、また適用し易い定式化へ齎す作業をもし最後に我々が試みるのであれば、それは次のように言い表されよう。すなわち、人格的な現実存在の生の形式とは、連鎖状に列なる同種の者達からなる系統によって形成された団体における共生の謂である、と。但しそれは、こうしたもの（共生）がその然るべき適性を有意味に与えられている限りにおいてであり、しかもその適性の付与が〈自己の保護をなしうるような系統団体の各成員が〔他の〕同型の団体における——生記述的に〔見た場合、自分にとって〕重要である——他の全ての成員をも一緒に保護しなければならない〉ことによってなされている限りにおいてなのである。それ故に人格とは、連鎖状に列なる同種の者達からなる（少なくとも第一階の）系統によって形成された団体の中で生きている各個体のことである。そしてその同種の者達の共生は、〈自己の保護をなしうるような当の系統団体の各成員が〔他の〕同型の団体における他の全ての成員をも——自己自身の生記述に対して当該の他の成員が有する重要性に応じて——一緒に保護しなければならない〉ことによってその然るべき適性を与えられているのである（第八命題）。上述の如き複雑な（そして集团的に彫琢された）〔ものという〕意味における生の形式が重要なのであるからして、人格的な生の形式の述語は、当該団体に参与している個々の成員については陳述されず、総じてその団体における共生にこそ与えられるのである。

〔但し〕自己の保護をなしうる者は「他の者をも一緒に保護しなければならない」という如上の定式化は、規範的な当為の要請としてではなくして、むしろ状況記述として読解

せられるべきである (第九命題)。それは例えば、運転者が走行中の車を車線からはみ出させてはならないことや、連休に備えて飲食物を十分に買い置きしておかねばならないことと同断である。卑見によれば、かかる事柄を言い表すには、或る特定の生の状況と共に否応無しに迫り来る [事柄の謂である] 「必要性 (Bedarf)」なる表現も適切であるように思われる。 [上述の] 二義における (例えば人間の [系統団体] 内の) 各成員の [自己] 同一性に基づいて、先述した生の形式は、くもし自分が自己の保護をなしうるのであれば、各成員は他の者をも (そして最終的には、自らの行動範囲内においてその時々々に [自分にとって] 重要な意味を持っている全ての人格を) 一緒に保護しなければならない) といった、 [当の成員に] 至る所で迫り来るような「必要性」を用意しているわけである。ここで「例えば人間の [系統団体] 内の」と述べるのは、 [上述の] 二義における [自己] 同一性によって人格的な生の形式が出来ることがないような多くの系統団体が存在する故であり、 [他方で] 同じような人格的な生の形式が成立しているものの、人間のそれとは別物である系統団体もまた存在しうる故である。多くの系統団体においてはこの必要性なるものが [その成員に] 迫り来るが、その他の系統団体ではそうでない (例えば狒々の系統団体ではかかる必要性に迫られたりはしないとはいえ、人間においては迫られる) という事実は、次の一事に基づいている。すなわちそれは、非常に広範に行き渡っていて [相互に] 分かちあわれている人間の生の遺産によって、かの二義における [自己] 同一性を判然と認識したり、その [自己] 同一性に実践面で注意を払ったりすることを可能ならしめるような或る種の適性 [の存在] が明示されているということである。かかる適性が行き渡っているところでは、他の者をも一緒に保護すべく既存の必要性を満たすような者が [そうしない者に比して] より良くやっっていくのである。

自分自身を保護すること、換言すれば、そもそも単に自己の利益であるにとどまらず、 [同時に又] 他の立場との関わりの中での自らの立場にとって何かしらそのような利益であるようなものを見分けうること——ここに含意されているのは、自己の利益を認識する際、ひいては自らの行動全般に際しても見出される (自己の振る舞いにおける——暗示的であるにすぎないにせよ、原理的には終わりのない——立場の多数性 (Vielstelligkeit) ) である。それに伴い、私の第十命題はこうなる。自分自身を保護すること、別言すれば、 [純然たる自己利益と] (今・ここでの自己の利益であるにとどまらず、 [同時に又] 自分がそこに身を置いており、他の立場との関わりの中にあるところの自らの立場にとって何かしらそのような利益であるようなもの) を識別することに含意されているのは、自己利益の追求に際しての自分自身の振る舞いにおける——原理的には終わりのない——立場の多数性である。但しその際、こうした利益の追求が他者を殊更に考慮する性格のものであるのか、それとも逆に傍若無人な性格のものであるのかはどちらでもよいことである。

嘗に他者の利益のみならず、銘々の自己利益をも「保護する」ことが我々の間で話題になるのは極めて普通のことである。 [とはいえ] 誰もが他者の利益よりもまず自己の利益を保護する [のが常である]。だがこのことが意味しているのは、かかる人格は単に自己利益を主張し、それを追い求めているだけなのではなく、 [同時に又、あくまでも] (まさしく自らが所を占めている立場においてこそ当の人格が得る利益) としてその利益を主張し、これを追い求めているという事態にすぎない。しかるにもしその利益が、自らが所

を占めている立場にとって利益になるものである場合は、自分が占めているこの立場は(同じように重大な利益の在処であるかもしれぬ)他の立場との関わりの中にある立場の一つにすぎぬものとして認識されることであろう。これこそが自己の保護なる事態である。例えば新生児にはなるほど明らかに「自己の」利益というものがあるわけであるし、新生児はそれを主張することも行う。しかしながら新生児は自らそれを保護するようなことはしないのである。

かような次第で、上述のような具合に構造化がなされている団体においては、自己の保護を自分ではなしえないような者は誰であれ、既に存在している生の形式のおかげで、その者には先に述べた如き仕方で〈他者によって一緒に保護される〉ことが伴うことになる——よってそのような者は誰であれ、徹頭徹尾(そしてまた存在論的に見て正当なる仕方で)人格なのである(第十一命題)。しかしながら自己および自分の利益を保護することを学んだ者は誰であれ、その者にとって、彼(女)と一緒に保護しなければならない〈所〉の個数は確かに果てしがなく、むしろ「無数にあつて」見通し難いわけであるが、とはいえ彼(女)「自身」が身を置いている自分の〈所〉との関係に鑑みたそれら「原理上は無数」の〈所〉の重要性の体系においては、かかる〈所〉の個数は同時に又「事実上は程々の数に落ち着くべく」調整されているのである。その結果、自己の保護、換言すれば〈自己自身の利益であると同時に又(この自己の利益がそこで明瞭に分節化される[場である]と共に、[かかる場としては]常に、また専ら他の〈所〉との「関わりが織りなす」文脈の中で見られ、規定せられねばならぬ)〈所〉や立場にとっての利益であるものを見分けること〉というこの「人格たることの」根底をなす働きを通して、「然るべき」認識能力を備えた人格は皆、「おのずから」規範を遵守するようになるのである。そしてこの規範によって、他者の要求は公正かつ正当化される仕方において、自己の要求「の不当な優先」から守られることになる。かくて第十二命題として私が主張したいのは、人格の現実存在に関する如上の存在論的な基礎づけを以てして、当為や自然権の存在論的に基礎づけられた規範性なる「余計な」ものをも「図らずも一緒に背負い込んで」受忍する必要などないということである。むしろ人格の現実存在の生の形式によって、既述の如き系統団体は、成員達が「その全般的な」傾向において公正と判断するような成員の振る舞いを倫理的な規範とする方向に——彼らが不正として判断するものをそうすることよりも容易に——傾きがちになるのである。このことは確かにその通りなのであるが、しかしながらそれは、かかる当為の規範が(成員がそこから逃れ去ること能わぬ)当の団体の存在論的体制から導出されるものであることを意味しているのではない。自己にとって規範は「無条件に」存在し、妥当するわけではない。さにあらず、「自己にとっては」不可避的な生の形式の原初的体制こそが自己の振る舞いに対して人格としての刻印を与えるのであり、しかもそれは、自己が辛うじて自分自身の保護のみを自らなしうようになる段階に先んじているのである。

かかる刻印は人格的な生の形式の表出である。とはいえ、この生の形式に支えられて自らに向けられている規範的な要請に対して耳を閉ざすことや、それから完全に逃れ去るようなことが、自己の保護をなしうる個体にとって不可能になるのかと言えば、それは決してそうではない。例えば肉食獣のそれとは異なり、人格の生の形式とは、「人格に対して」



明示されているあらゆる規範や当為の命題を受け入れたり、はたまた拒絶したりする自由がその中に含まれているようなものなのである。なるほど生の形式であれば、我々は皆そこから逃れ去るようなことはできない。だが生の形式の上に打ち立てられた我々の生の規範的な統制であれば、それは随時可能である。従って私の見るところ重要であると思われるのは、人格を特徴づける作業の達成やその作業が適用される範囲〔画定〕を宙に（つまりところは当為の命題ばかりを持ち出して）自律の理性〔由来の〕根拠のみならず、何らかの存在論的な事実にも基づけることである。そしてかかる存在論的事実のおかげで、〔本当は〕人格ではないような生けるものを人格と見做し、逆に又〔現実には〕人格であるところの生けるものを人格と見做さないような誤りを犯してしまっていることを我々は認めざるをえなくなるであろう。

## 5. 総括

人格概念においては純粹なる自然概念も純然たる承認概念も重要ではありえないように思われる（但しこの概念は両概念の幾つの特徴をそれ自体の中に統合しているわけであるが）。自然概念と似ている点に関しては、人格であることは存在論的な（つまり判断を行う者の意の儘にならない）根拠によってこそ、（人格であるような）全ての個体に帰属していることが挙げられる。異なっている点は無論、自然概念は自然種として〔個体の〕実質を形作っているが、人格概念の方は自然種を表現してはいないし、自然的に現前している個体の実質を形作っているわけではない。〔他方で〕承認概念と似ているのは、我々の目前にある事例において、人格に関する異論の余地なき〔認定〕基準を定めている諸々の特徴が一つも満たされていない——或いはその全てが満たされているわけではない——場合であっても、或る人が人格であることを時として承認する点である。だが我々は、〈こうした認定ないしは承認によって初めて人格は人格たる状態にまで高められる〉ということからは出発しない。我々の出発点は〈たとえ人格に関して言われている〔認定〕基準を定める特徴を満たしていない場合であっても、存在論的な仕方で予め与えられている根拠に基づいてこそ、人格は人格たる状態にまで高められる〉ということなのである。〔以上、本論冒頭部分の要点について述べたが、〕その後続く考察で示されているのは次のような事である。すなわちそれは、自然な仕方で予め与えられている〈個々の生ける個体の（生物学的）性質〉のみならず、〈或る系統団体における複数の生ける個体の生記述的な仕方で獲得された性質〉も又——この両者は〔あくまでも〕双方が一緒になることでのみ、終始一貫存在し続ける〈当該団体の生の形式〉の形式的に確固とした型を明らかにする限りにおいて——個々の成員を人格として統一的に〔一括して〕類別する上で信頼に足る存在論的な基礎たりうるということである。当該の生の形式は種〔の如何〕に左右されるようなものではなく、この形式の基盤をなす系統団体の純粹に形式的な要素に基礎づけられている。故にそれは「ヒト」という種や他の何らかの自然種に縛り付けられてはおらず、理論的には（もしそれらが当該の形式的要件を満たしているのであれば）あらゆる〈生ける個体からなる系統団体〉においてその姿を現しうるようなものである。その形式的要件とは特に

以下の三つの形式的な要素のことであるが、これら三要素は人格的な生の形式によって相互に関係づけられている——1. [生の] 形式が供給される領域における生ける個体の抽象的な(種的)類似性、2. 系統団体に属する各個体には、(一方ではその具体的な性質による同定、他方では系統団体におけるその唯一無二の立場による同定といった仕方)で二重の同定可能性が与えられている事実、3. 多数派による偶然的・生記述的な〈生の実践〉という形を取って遍在している〈各個体の[上述の]二義における[自己]同一性を認識し、それに注意を払う態度〉。かかる[同一性の]認識は、何処においても繰り返し現れる〈仮初めの代行の型〉に従って生ずる。そしてそれにより、自己の保護をなすような[系統]団体の各成員は、当の団体や[他の]同型の団体における他の成員達をも(彼らが有する生記述的な重要性に応じて)一緒に保護しなければならないのである。[系統団体の成員によって]行われる仮初めの代行のこうした型は、至る所で、しかも実際にあらゆる〈成員の生記述的な振る舞い方〉の中に表出している。そしてそれは[系統]団体全体の上に打ち立てられている人格的な生の形式なのである。[系統]団体の成員はその全てが(従って何らかの理由で自己の保護を自分ではなしえない者もまた)この形式の掌握するところで[あり、その支配下に]ある。そしてそうであればこそ彼(女)らは——存在論的に予め与えられており、判断を行う者の意の儘にはならぬ根拠に基づいて——人格として現存すべくあらしめられているのである。(完)

凡例 強調は全て原著者によるものであり、角括弧内の補足は全て訳者によるものである。

#### 原著者謝辞

日本のハイデガー・フォーラムの運営責任者各位、就中、会の代表であった安部浩京都大学教授に対して、二〇一七年大会へ寛大にも御招き下さったこと、及び人格概念を巡る拙考について討議を行う栄えある機会を御恵与下さったことを感謝申し上げます。拙考は本誌において初めて原語で公表されるものである。更に安部教授には、拙考を日本の更に広範なる読者層の御高覧に供すべく邦訳の労を御取り下さったことに関して多謝申し上げます。

Thomas BUCHHEIM

#### **Was sind Personen?**

— Überlegungen zu einer relationalen Ontologie der Person